

河津町週休2日推進工事（土木工事）特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、建設産業における担い手の確保・育成のため、静岡県が平成27年度より試行する休日確保型工事において、その実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定期

この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・ 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工日取得計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- ・ 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工日取得計画表を監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の休工日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。